（別紙２）

確　約　書（実務経験）

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から速やか（遅くとも２年以内）に、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日保発 0304 第１号）による実務経験の期間を有し、「実務経験期間証明書」の写しを提出することを確約します。

なお、「実務経験期間証明書」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和　　年　　月　　日

近畿厚生局長
殿
知事

氏　　名

住　　所　〒　　－

（受領委任の取扱いを行う施術所）

名　称

〒　　－　　TEL.　　－　　－

住　所